

# 農業分野における外国人材の受入れ

---

令 和 5 年 9 月

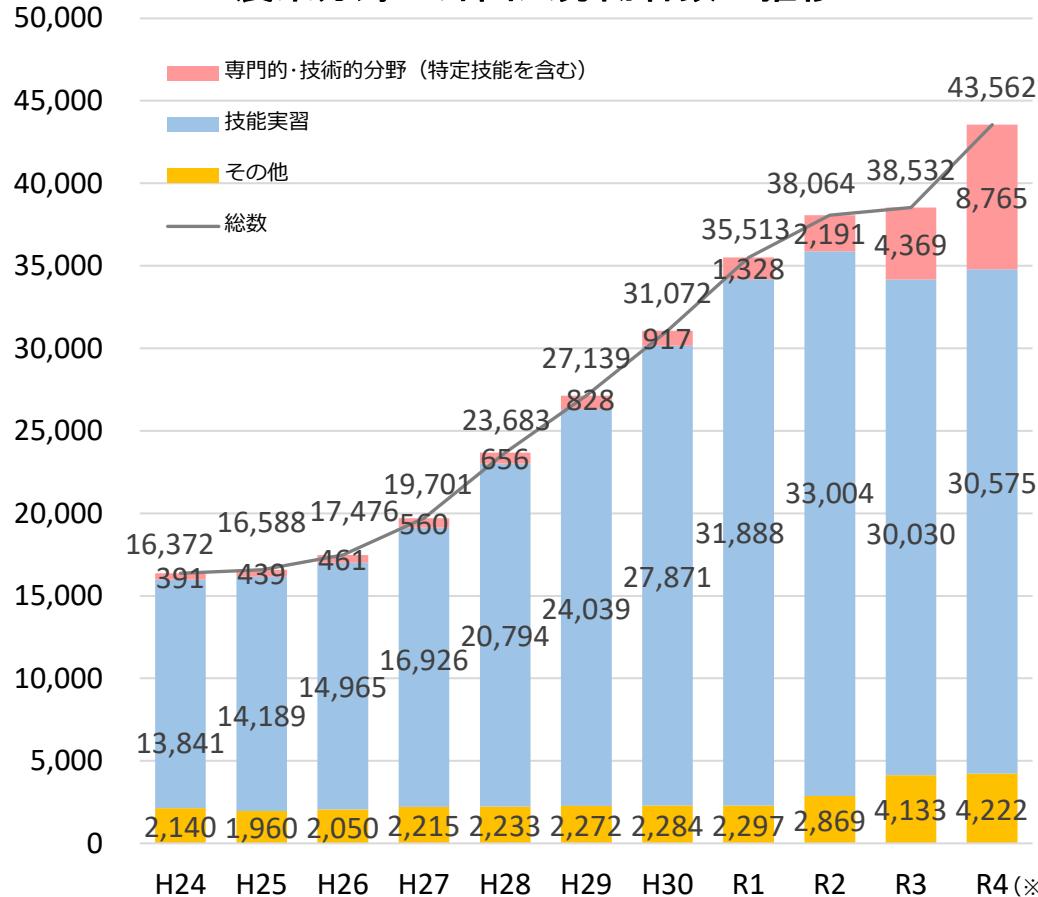
農林水産省

# 農業分野の外国人材の受入れの状況

- 農業分野の外国人労働者数は、この5年で1.6倍に増加している。
- 新型コロナウイルス感染症に伴う水際措置により、R3.1月～10月、12月～R4.2月の間は、外国人の新規入国はなかった。
- 国籍別ではベトナムが一番多く、全体の4割近くを占めている。

(単位：人)

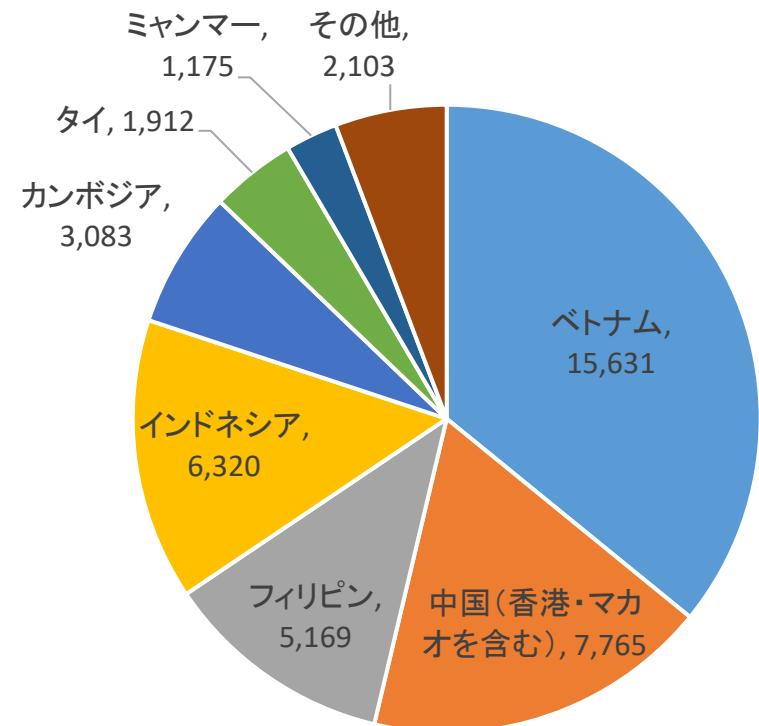
## 農業分野の外国人労働者数の推移



※「外国人雇用状況」の届出は、雇入れ・離職時に義務付けており、「技能実習」から「特定技能」へ移行する場合など、離職を伴わない場合は届出義務がないため、他の調査と一致した数字とはならない。

資料：厚生労働省「「外国人雇用状況」の届出状況」から特別集計（各年10月末日現在）

## 外国人労働者の国籍別内訳



資料：厚生労働省「「外国人雇用状況」の届出状況」から特別集計  
(令和4年10月末日現在)

# 我が国における外国人労働者（総数 約182.3万人）の現状

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

## ①身分に基づく在留資格

（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）

- これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

約59.5万人

## ②就労目的で在留が認められる者

約48.0万人

（いわゆる「専門的・技術的分野」 ※「特定技能」含む）

- 一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

## ※就労を目的とした新たな在留資格（「特定技能」）

- 一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れるもの。（1号と2号に区分）
- 受け入れ対象分野については、真に必要な分野に限定する。
- 在留期間の上限は、1号は通算で5年とする。

## ③特定活動

約7.3万人

（EPAIに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）

- 「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

## ④技能実習

約34.3万人

- 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

- 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった（同日以降に資格変更した技能実習生も同様。）。

## ⑤資格外活動（留学生のアルバイト等）

約33.1万人

- 本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格	
在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士 ※ 平成29年9月から新たに追加
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

※外国人雇用状況の届出状況（令和4年10月末現在）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（雇用対策法第28条）。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

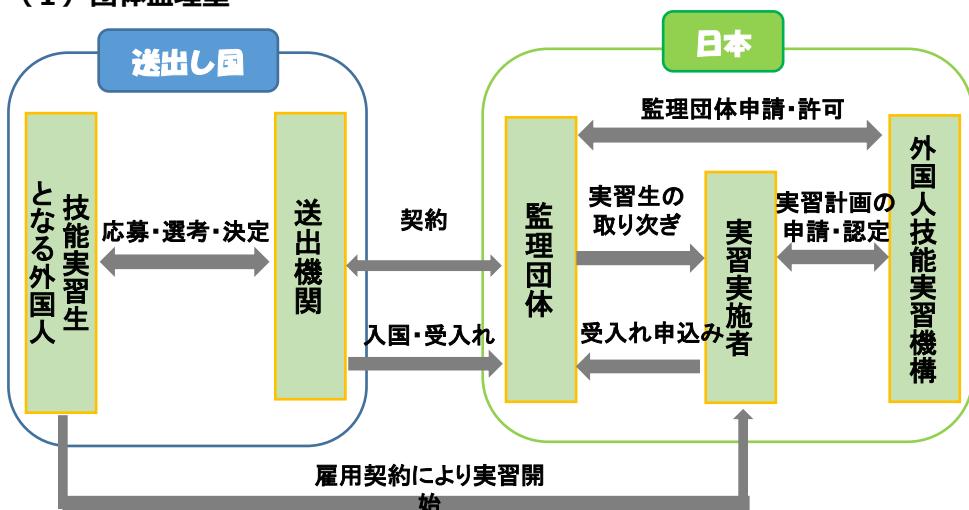
# 農業分野の外国人材の在留資格制度の比較

	技能実習制度	特定技能制度 (出入国管理及び難民認定法)
在留資格	「技能実習」 ➤ 実習目的	「特定技能 1号」、「特定技能 2号」 ➤ 就労目的
在留期間	最長 5年 ※第1号(1年)、第2号(2年)、第3号(2年) ※第3号技能実習開始前又は開始後1年内に、1か月以上帰国させる必要	「特定技能 1号」：通算5年（1年を超えない範囲の在留期間を更新） 「特定技能 2号」：上限なし（3年、1年又は6月の在留期間を更新） ※在留期間中の帰国可
従事可能な業務の範囲	・耕種農業のうち 「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」 ・畜産農業のうち 「養豚」「養鶏」「酪農」 ※農作業以外に、農畜産物を使用した製造・加工の作業の実習も可能	「特定技能 1号」：・耕種農業全般 ・畜産農業全般 「特定技能 2号」：1号で従事可能な業務及び当該管理業務 ※日本人が通常従事している関連業務（農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、冬場の除雪作業等）に付随的に従事することも可能
技能水準	—	「特定技能 1号」：相当程度の知識又は経験を必要とする技能 「特定技能 2号」：熟練した技能  ※業所管省庁が定める試験等により確認。 ただし、1号については、技能実習（3年）を修了した者は試験を免除。
日本語能力の水準	—	「特定技能 1号」：ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本  ※業所管省庁が定める試験等により確認。 ただし、技能実習（3年）を修了した者は試験を免除。
外国人材の受入れ主体（雇用主）	実習実施者（農業者等） ※農協が受入れ主体となり、組合員から農作業を請け負って実習を実施することも可能	・農業者等 ・派遣事業者（農協、農協出資法人、特区事業を実施している事業者等を想定）

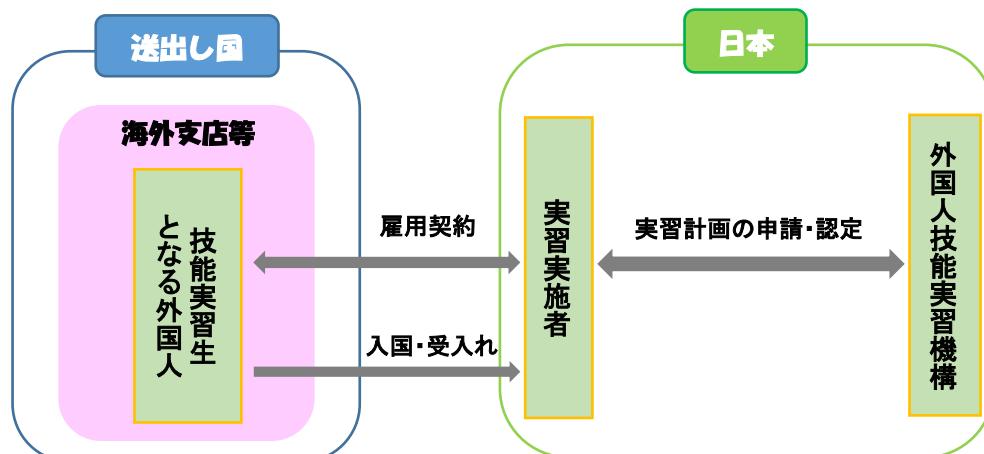
# 技能実習制度と特定技能制度の比較

## ①技能実習制度

### (1) 団体監理型

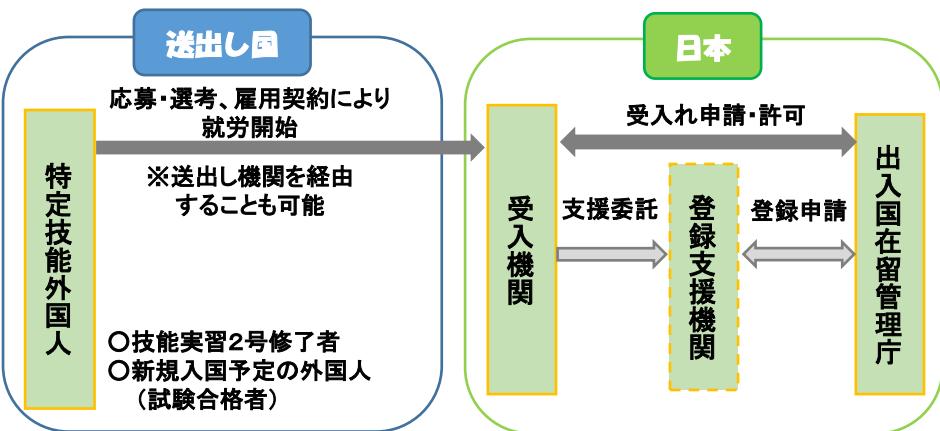


### (2) 企業単独型

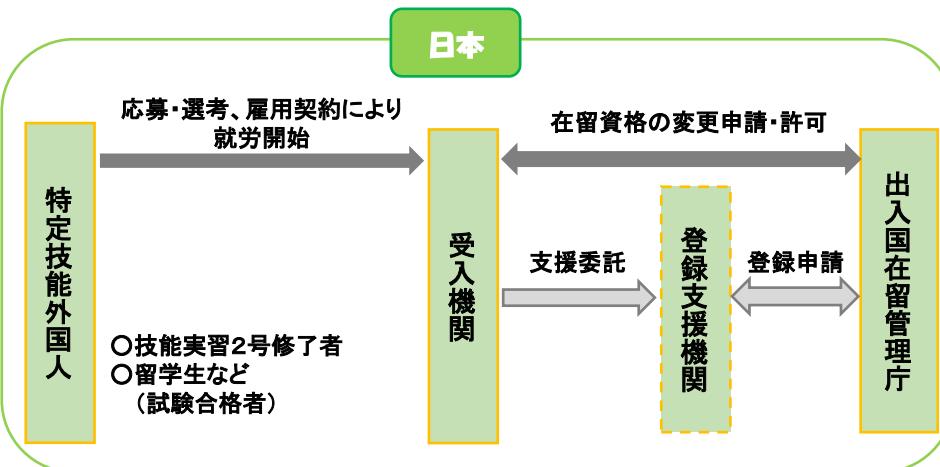


## ②特定技能制度

### (1) 海外から採用するケース



### (2) 国内在留者を採用するケース



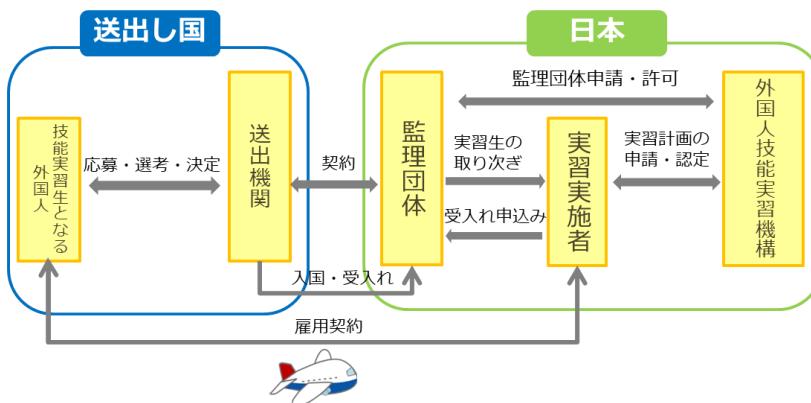
○技能実習生は、1年間の技能実習(1号)を経て、一定の技能習得ができたと評価されれば、最長5年間の技能実習(2・3号)を受けることが可能。

○特定技能1号については、通算5年間(途中での出入国可)就労可能。  
○特定技能2号については、在留期間の更新回数に上限なし。(要更新)

# 農業分野における技能実習制度の概要

- 監理団体(農協や事業協同組合等)が技能実習生を受け入れ、傘下の組合員・会員(農業経営体)が実習計画に基づき1～5年間の技能実習を実施。
- 農業分野においては、技能実習1号段階では職種・作業の限定はないが、2・3号段階では、2職種6作業が対象となっている。

## ▶ 団体監理型による技能実習生の受け入れ



## ▶ 技能実習期間

- 技能実習生は、1年間の技能実習（1号）を経て、一定の技能習得ができたと評価されれば、最長5年間の技能実習（2・3号）を受けることが可能。

技能実習1号	技能実習2号	技能実習3号
1年目	2年目～3年目	4年目～5年目

※ 2・3号移行には、農業技能評価試験に合格することが必要。

※ 3号移行には、監理団体及び実習実施者の双方が優良な機関であると認められることが必要。

## ▶ 農業分野の技能実習2・3号移行対象職種・作業

職種名	作業名
耕種農業	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業	養豚
	養鶏
	酪農

### (参考)

#### 農業分野に対応している監理団体数 (令和5年6月26日現在)

	全分野	農業分野
特定監理事業	1,745	542
一般監理事業	1,909	1,026
計	3,654	1,568

資料：外国人技能実習機構公表資料より

○ 特定監理事業：1・2号の実習監理を行う監理団体

○ 一般監理事業：一定の要件を満たした優良な監理団体として、1・2号だけでなく3号の実習監理も行うことが可能な監理団体

# 農業分野における特定技能による受入れの概要

受入れ見込み数 (5年間の最大値)	・36,500人（特定技能1号のみ）
人材の基準	[技能試験]（1号、2号）※技能実習2号修了者は1号の試験免除。 農業技能測定試験 ①耕種農業全般 ②畜産農業全般 <ul style="list-style-type: none"><li>・実施主体は(一社)全国農業会議所</li><li>・2019年秋から実施。2022年度も随時実施</li><li>・実施国・開催時期等については(一社)全国農業会議所のHPにて公表。 <a href="https://asat-nca.jp/">https://asat-nca.jp/</a></li></ul>
	[日本語能力試験]（1号のみ）※技能実習2号修了者は免除。 ①日本語能力試験(N4以上)、②国際交流基金日本語基礎テスト <ul style="list-style-type: none"><li>・実施主体は①(公財)日本語国際教育支援協会・(独)国際交流基金、②(独)国際交流基金</li><li>・実施国・開催時期等についてはそれぞれのHPにて公表。 <a href="https://info.jees-jlpt.jp/">https://info.jees-jlpt.jp/</a> (日本語能力試験), <a href="https://www.jpf.go.jp/jft-basic/">https://www.jpf.go.jp/jft-basic/</a> (日本語基礎テスト)</li></ul>
	[実務経験]（2号のみ） ①耕種農業（畜産農業）の現場において複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての2年以上の実務経験 ②耕種農業（畜産農業）の現場における3年以上の実務経験
受入れの停止・再開	農林水産大臣は、 <ul style="list-style-type: none"><li>・人手不足状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討等を行う</li><li>・受入れ見込み数を超える場合は、法務大臣に受入れ停止を求める</li><li>・受入れ停止後、再び必要性が生じた場合は、法務大臣に受入れ再開を求める</li></ul>
業務	①耕種農業全般（栽培管理、集出荷・選別等 ※栽培管理の業務が含まれている必要） ②畜産農業全般（飼養管理、集出荷・選別等 ※飼養管理の業務が含まれている必要） ③2号については、①または②の業務に加えて、当該管理業務 <ul style="list-style-type: none"><li>日本人が通常従事している関連業務（農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、冬場の除雪作業等）に付随的に従事することも可能</li></ul>
受入れ機関等の条件	①「農業特定技能協議会」に参加し、必要な協力をすること ②過去5年以内に同一の労働者（技能実習生を含む）を少なくとも6ヶ月以上継続して雇用した経験 またはこれに準ずる経験があること 等
雇用形態	①直接雇用 ②労働者派遣（派遣事業者は、農協、農協出資法人、特区事業を実施している事業者等を想定）

# 外国人材受入総合支援事業

【令和5年度当初予算額 324（359）百万円】

## ＜対策のポイント＞

農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の各分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、**外国人材の知識・技能を確認する試験の実施**や海外の教育機関等と連携した**現地説明・相談会の開催、働きやすい環境の整備等**を支援します。

## ＜事業目標＞

- 農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の分野における外国人材の確保
- 外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

## ＜事業の内容＞

### 1. 技能試験の円滑な実施、現地説明・相談会の開催

外国人材の知識及び技能を評価・確認するための試験の作成・更新、実施や、農業分野における海外の教育機関等と連携した**現地説明・相談会の開催**を支援します。

### 2. 外国人材が働きやすい環境の整備

農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために**相談窓口の設置、外国人材の労働環境の調査・分析、雇用主等への助言活動、優良事例の収集・周知等**の取組を支援します。

## ＜事業イメージ＞

### 1. 技能試験の円滑な実施、現地説明・相談会の開催

- ・日本で即戦力となり得る知識及び技能を有しているかを確認するために必要な試験の作成・更新、国内外での試験の拡大・実施
- ・海外で働く意向のある外国人材に対する、受験の促進と日本の農業現場への就労支援のため、現地説明・相談会を開催

#### 民間団体等

試験の作成・更新

試験の実施  
(農業・漁業)

現地説明・相談会  
の開催（農業）

### 2. 外国人材が働きやすい環境の整備

外国人材等がアクセスしやすい相談体制の整備、外国人材の労働環境の実態把握と改善のための助言、雇用主による就労環境改善の取組事例の周知等

#### 民間団体等

相談窓口の設置

外国人材の労働環境の  
調査・分析、雇用主等への  
助言活動

優良事例の  
収集・周知

等

## ＜事業の流れ＞



#### 【お問い合わせ先】

(農業分野)

(漁業分野)

(飲食料品製造業分野)

(外食業分野)

経営局就農・女性課

水産庁企画課

大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

(03-6744-2159)

(03-6744-2340)

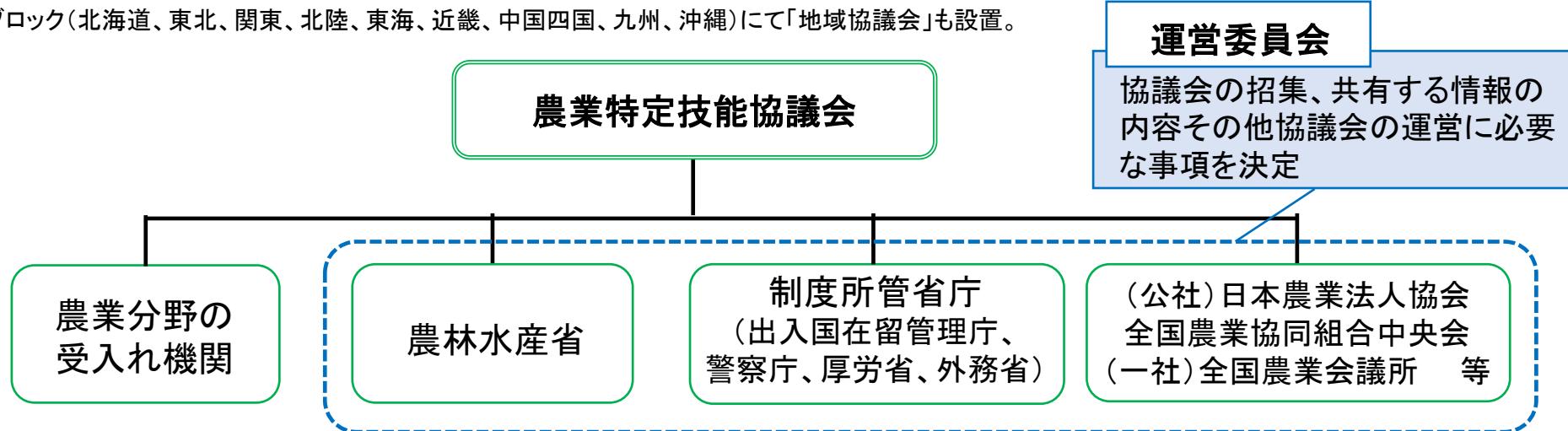
(03-6744-2397)

外食・食文化課 (03-6744-2053)

# 農業特定技能協議会について

- 制度の適切な運用を図るため、農林水産省が平成31年3月27日に設置。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人が受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発、地域ごとの人手不足の状況を把握しての必要な対応等を実施。

●全国9ブロック(北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州、沖縄)にて「地域協議会」も設置。



※農業特定技能協議会に加入した受入れ機関は、追加の加入申請をすることなく所在の都道府県を管轄する地域協議会の構成員にもなります。

## 活動内容

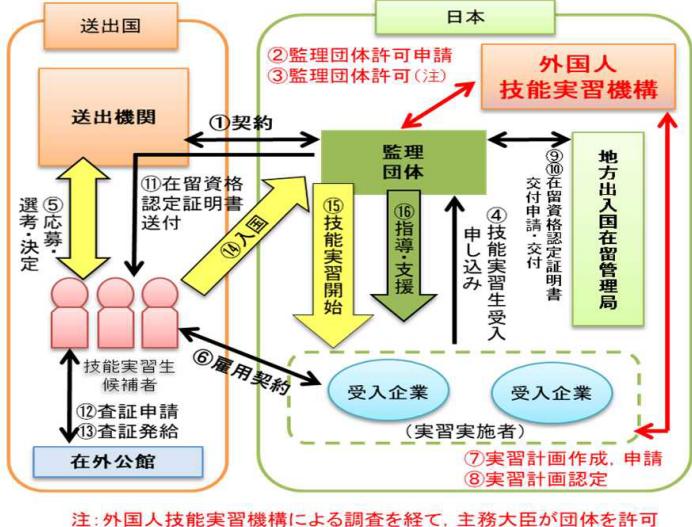
- ① 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- ② 受入れに係る人権上の問題等への対応
- ③ 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援(特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な協力)
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握及び分析
- ⑥ 地域別の人手不足の状況の把握及び分析
- ⑦ ⑥を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整(看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請及び大都市圏の特定技能所属機関による特定技能外国人の引抜きの自粛要請等を含む)
- ⑧ 特定技能所属機関に対する協議会の会員であることの証明
- ⑨ 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報、課題等の共有、協議等

# 技能実習制度の仕組み

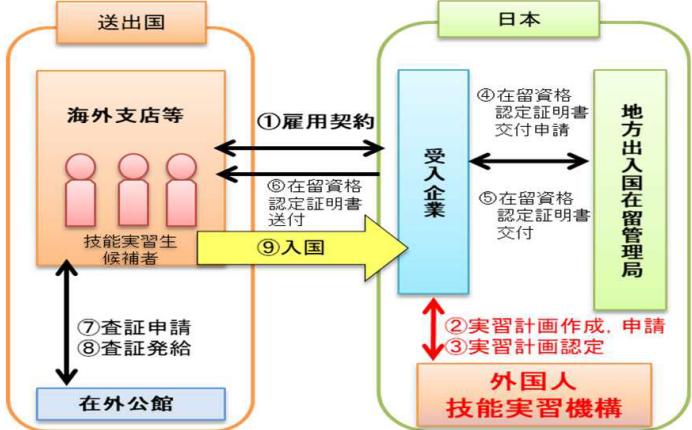
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約33万人在留している。  
※令和4年6月末時点

## 技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

**【団体監理型】**非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



**【企業単独型】**日本の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



## 技能実習の流れ

- 入国 在留資格:「技能実習1号イ、ロ」

### 講習(座学)

実習実施者（企業単独型のみ）又は監理団体で原則2か月間実施（雇用関係なし）

### 実習

実習実施者で実施（雇用関係あり）  
※団体監理型:監理団体による訪問指導・監査

### ○在留資格の変更又は取得

在留資格:「技能実習2号イ、ロ」

①対象職種:送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種

②対象者:所定の技能検定等（基礎級等）の学科試験及び実技試験に合格した者

### ○一旦帰国（1か月以上）

※第3号技能実習開始前又は開始後1年以内

### ○在留資格の変更又は取得

在留資格:「技能実習3号イ、ロ」

①対象職種:技能実習2号移行対象職種と同一（技能実習3号が整備されていない職種を除く。）

②対象者:所定の技能検定等（3級等）の実技試験に合格した者

③監理団体及び実習実施者:一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められるもの

### ○帰国

1年目

2年目

3年目

4年目

5年目

技能実習1号  
講習

技能実習2号  
実習

技能実習3号  
実習

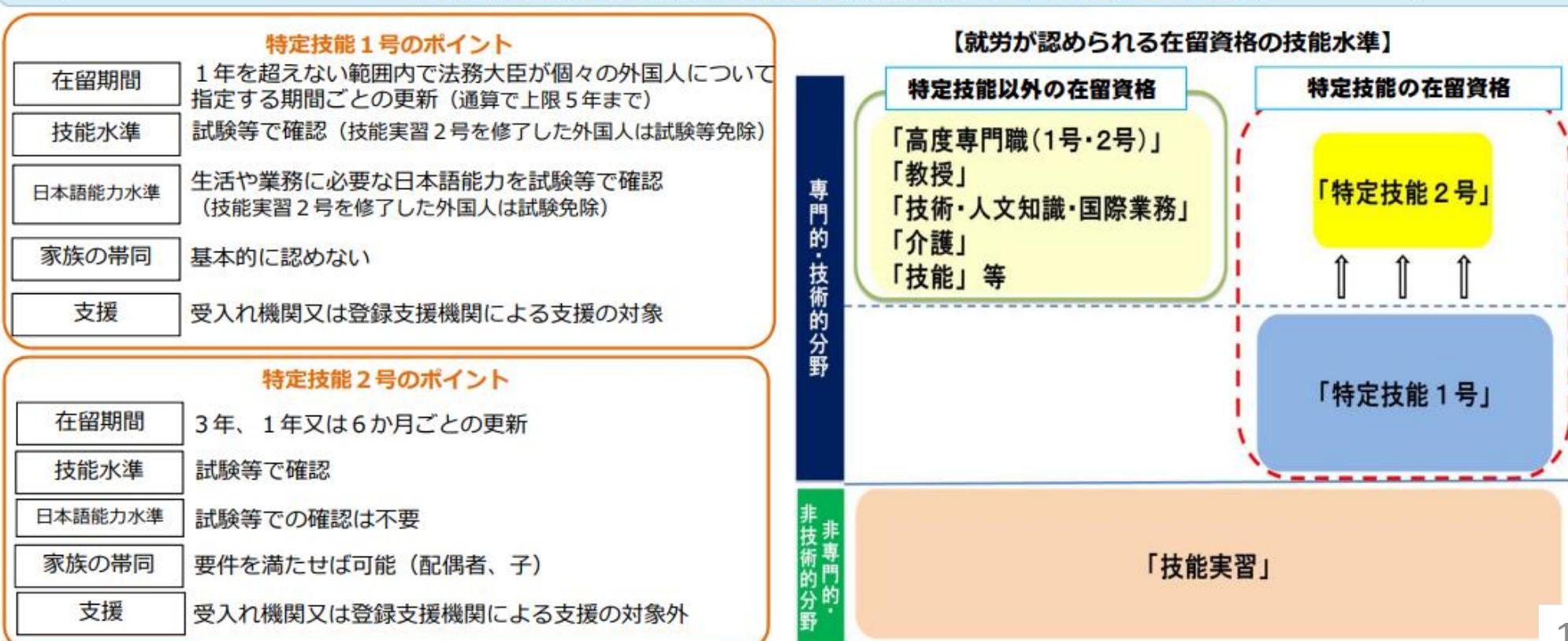
技能実習3号  
実習

技能実習3号  
実習

技能実習3号  
実習

# 制度概要 ①在留資格について

- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
  - **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格  
在留者数： 167, 313人（令和5年5月末現在、速報値）
  - **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格  
在留者数： 11人（令和5年5月末現在、速報値）
- (※) 特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業  
(赤字は特定技能2号でも受け入れ可)  
(青字は特定技能2号でも受け入れ可とする方針であり、省令等を改正する予定)



## 制度概要 ②受入れ機関と登録支援機関について

### 受入れ機関について

#### 1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

#### 2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施  
→ 支援については、登録支援機関に委託也可。  
全部委託すれば③も満たす。
- ③ 出入国在留管理庁への各種届出  
(注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

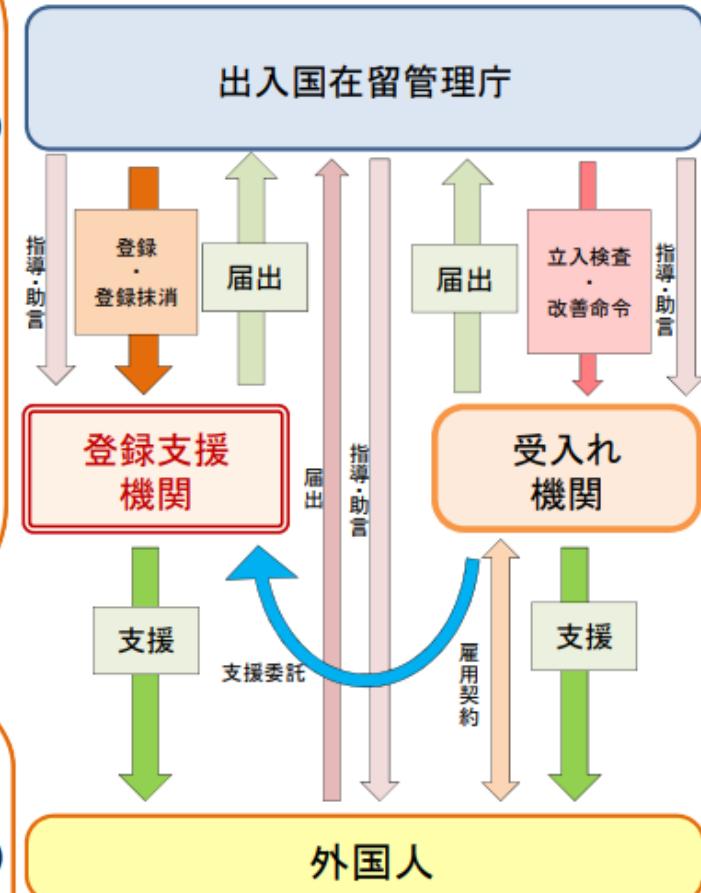
### 登録支援機関について

#### 1 登録を受けるための基準

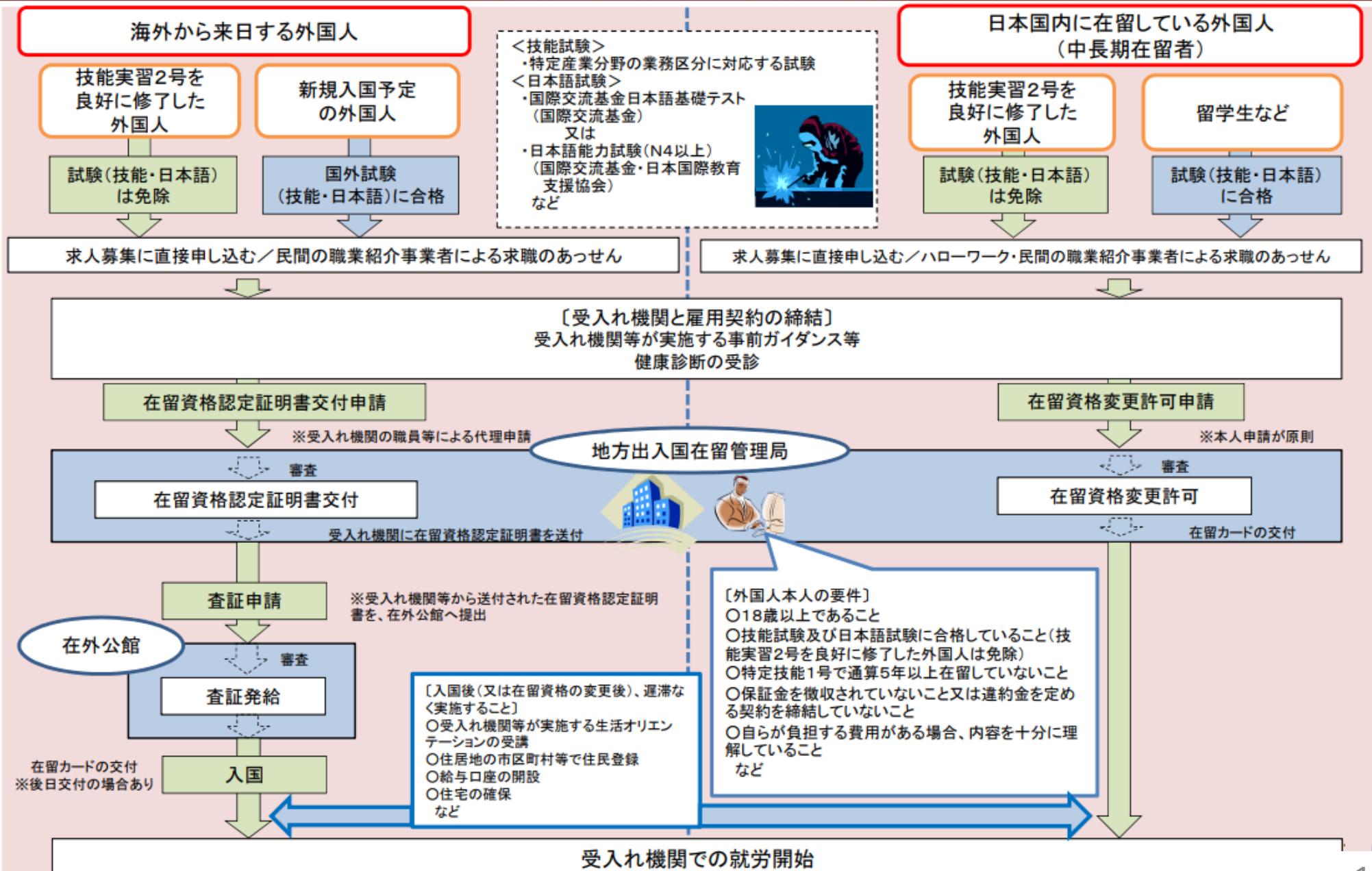
- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

#### 2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出  
(注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。



## 制度概要③就労開始までの流れ



## ポイント

- 受入れ機関は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」という。）を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければならない。  
※特定技能2号については、支援義務がない。

## ■ 支援計画の作成

- ・受入れ機関は、在留諸申請（※）に当たり、支援計画を作成し、当該申請の際にその他申請書類と併せて提出しなければならない。  
※ 特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等

## ■ 支援計画の主な記載事項

- ・職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目（12ページ参照）の実施内容・方法等
- ・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等
- ・支援の実施を契約により他の者に委託する場合の当該他の者の氏名及び住所等
- ・登録支援機関（登録支援機関に委託する場合のみ）

## ■ 支援計画実施の登録支援機関への委託

- ・受入れ機関は、支援計画の全部又は一部の実施を他の者に委託することができる（支援委託契約を締結）。
- ・受入れ機関が支援計画の全部の実施を登録支援機関（13ページ参照）に委託する場合には、外国人を支援する体制があるものとみなされる。
- ・登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできない。（支援業務の履行を補助する範囲で通訳人などを活用することは可能）

# 支援計画の概要②

## ①事前ガイダンス

- ・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



## ②出入国する際の送迎

- ・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
- ・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



## ③住居確保・生活に必要な契約支援

- ・連帯保証人になる・社宅を提供する等
- ・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



## ④生活オリエンテーション

- ・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



## ⑤公的手続等への同行

- ・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



## ⑥日本語学習の機会の提供

- ・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



## ⑦相談・苦情への対応

- ・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



## ⑧日本人との交流促進

- ・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



## ⑨転職支援(人員整理等の場合)

- ・受け入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



## ⑩定期的な面談・行政機関への通報

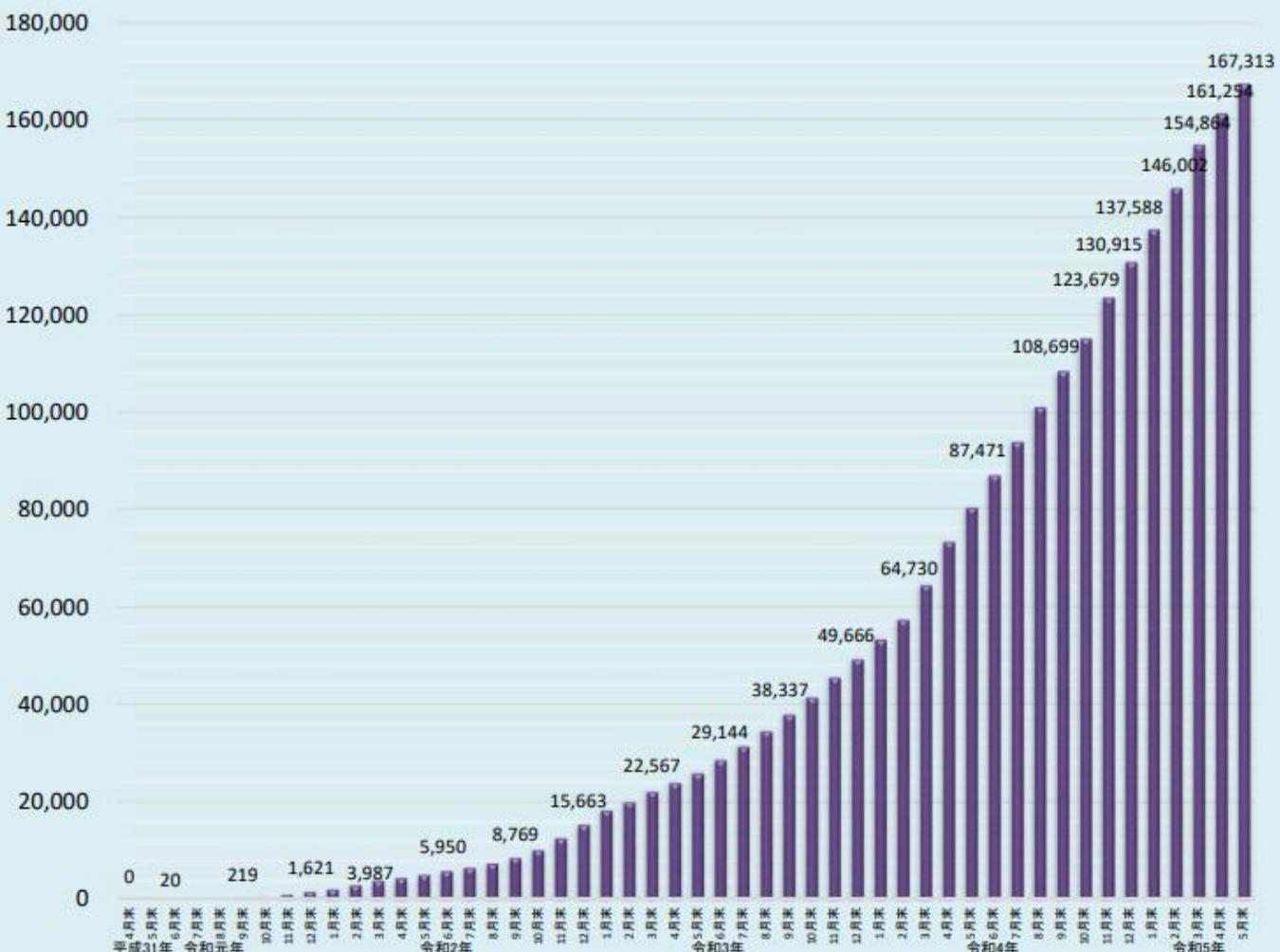
- ・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



## 特定技能在留外国人数(令和5年5月末現在:速報値)

特定技能 1号在留外国人数

167,313人



分野	人数
介護	21,152人
ビルクリーニング	2,653人
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	34,735人
建設	17,404人
造船・船用工業	6,123人
自動車整備	2,183人
航空	323人
宿泊	265人
農業	20,274人
漁業	2,086人
飲食料品製造業	51,915人
外食業	8,200人

特定技能 2号在留外国人数

分野	人数
建設	11人

# 特定技能制度運用状況②

## 特定技能在留外国人数(令和5年3月末現在:速報値)

特定技能在留外国人数 154,875人 (注2)

### 都道府県別特定技能在留外国人数

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
在留数	6,252	796	991	1,659	237	612	1,161	8,704	3,027	4,921	8,860	8,745	7,487	7,317	1,173	1,488	1,783	925	1,211	3,251	3,940	4,978	13,387	3,919
構成比	4.0%	0.5%	0.6%	1.1%	0.2%	0.4%	0.7%	5.6%	2.0%	3.2%	5.7%	5.6%	4.8%	4.7%	0.8%	1.0%	1.2%	0.6%	0.8%	2.1%	2.5%	3.2%	8.6%	2.5%
都道府県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	不詳*
在留数	2,058	2,969	9,367	5,981	912	525	438	480	2,849	6,085	1,381	710	2,622	2,505	807	5,944	1,108	1,528	3,373	1,270	1,058	2,418	1,409	254
構成比	1.3%	1.9%	6.0%	3.9%	0.6%	0.3%	0.3%	0.3%	1.8%	3.9%	0.9%	0.5%	1.7%	1.6%	0.5%	3.8%	0.7%	1.0%	2.2%	0.8%	0.7%	1.6%	0.9%	0.2%

### 特定産業分野別特定技能在留外国人数

分野	介護	ニンジン	クリーナー	ビル	製造業	情報関連	電気・電子	産業機械	素材材	建設	舶用工業	造船・造船	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品	製造業	外食業
在留数	19,516	2,349			32,644		15,523	5,573	2,121	200	232	18,629	1,955	49,119	7,014					
構成比	12.6%	1.5%			21.1%		10.0%	3.6%	1.4%	0.1%	0.1%	12.0%	1.3%	31.7%	4.5%					

### 国籍・地域別特定技能在留外国人数

国籍・地域	ベトナム	ネイシンド	フィリピン	中国	ミャンマー	タイ	カンボジ	ネパール	その他
在留数	89,972	20,662	15,583	10,310	7,030	3,098	3,096	2,838	2,286
構成比	58.1%	13.3%	10.1%	6.7%	4.5%	2.0%	2.0%	1.8%	1.5%

(注1)小数点第二位で四捨五入。

(注2)「特定技能2号」の許可を受けて在留する者(11人)を含む。

# 特定技能制度運用状況③

## 技能試験及び日本語試験の実施状況について(令和4年12月末現在)(速報値) (注1)

技能試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)					
		令和4年12月末	上級:国内 下級:海外	令和4年12月末	上級:国内 下級:海外	令和4年6月末	上級:国内 下級:海外	令和3年12月末	上級:国内 下級:海外
介護(注2)	国内・海外10か国 フィリピン・カンボジア・ネパール・ミャンマー・モンゴル・スリランカ・インドネシア・ウズベキスタン・タイ・インド	62,589	37,641 24,948	42,975	25,148 17,827	35,550	21,781 13,769	27,101	16,409 10,692
ビルクリーニング	国内・海外3か国 フィリピン・ミャンマー・インドネシア	3,372	2,478 894	2,645	1,948 697	1,902	1,444 458	1,503	1,045 458
製造3分野	国内・海外4か国 フィリピン・ネパール・インドネシア・タイ	4,591	3,870 721	713	591 122	402	280 122	210	140 70
建設	国内・海外2か国 フィリピン・ベトナム	1,891	1,862 29	1,021	997 24	730	706 24	443	419 24
造船・舶用工業	国内・海外1か国 フィリピン	107	93 14	97	90 7	60	53 7	43	36 7
自動車整備	国内・海外1か国 フィリピン	2,371	2,231 140	1,510	1,401 109	1,172	1,111 61	651	604 47
航空	国内・海外2か国 フィリピン・モンゴル	1,598	1,099 499	1,013	624 389	537	435 102	414	312 102
宿泊	国内・海外3か国 ネパール・ミャンマー・インドネシア	8,338	7,914 424	4,161	3,987 174	3,637	3,552 85	3,125	3,040 85
農業	国内・海外10か国 フィリピン・カンボジア・ネパール・ミャンマー・モンゴル・スリランカ・インドネシア・ウズベキスタン・タイ・インド	33,427	16,691 16,736	29,799	14,824 14,975	21,986	10,633 11,353	13,125	5,434 7,691
漁業	国内・海外1か国 インドネシア	756	294 462	383	102 281	244	55 189	117	42 75
飲食料品製造業	国内・海外2か国 フィリピン・インドネシア	49,447	43,336 6,111	36,246	31,915 4,331	28,881	25,395 3,486	11,601	8,906 2,695
外食業	国内・海外7か国 フィリピン・カンボジア・ネパール・ミャンマー・スリランカ・インドネシア・タイ	43,008	36,229 6,779	25,385	20,854 4,531	20,589	17,841 2,748	13,610	11,672 1,938
合計		211,495	153,738 57,757	145,948	102,481 43,467	115,690	83,286 32,404	71,943	48,059 23,884

日本語試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)					
		令和4年12月末	上級:国内 下級:海外	令和4年12月末	上級:国内 下級:海外	令和4年6月末	上級:国内 下級:海外	令和3年12月末	上級:国内 下級:海外
日本語基礎テスト(JFT Basic)	国内・海外10か国 フィリピン・カンボジア・ネパール・ミャンマー・モンゴル・スリランカ・インドネシア・ウズベキスタン・タイ・インド	80,855	16,577 64,278	33,489	7,859 25,630	26,332	6,133 20,199	19,264	4,159 15,105

(注1) 受験者数及び合格者数には、令和4年12月末までに実施し、結果が公表された技能試験及び日本語試験を計上している。 (注2) 介護分野の介護日本語評価試験は、受験者数及び合格者数に計上していない。

# 特定技能2号の対象分野追加について

## 特定技能制度の概要

深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）

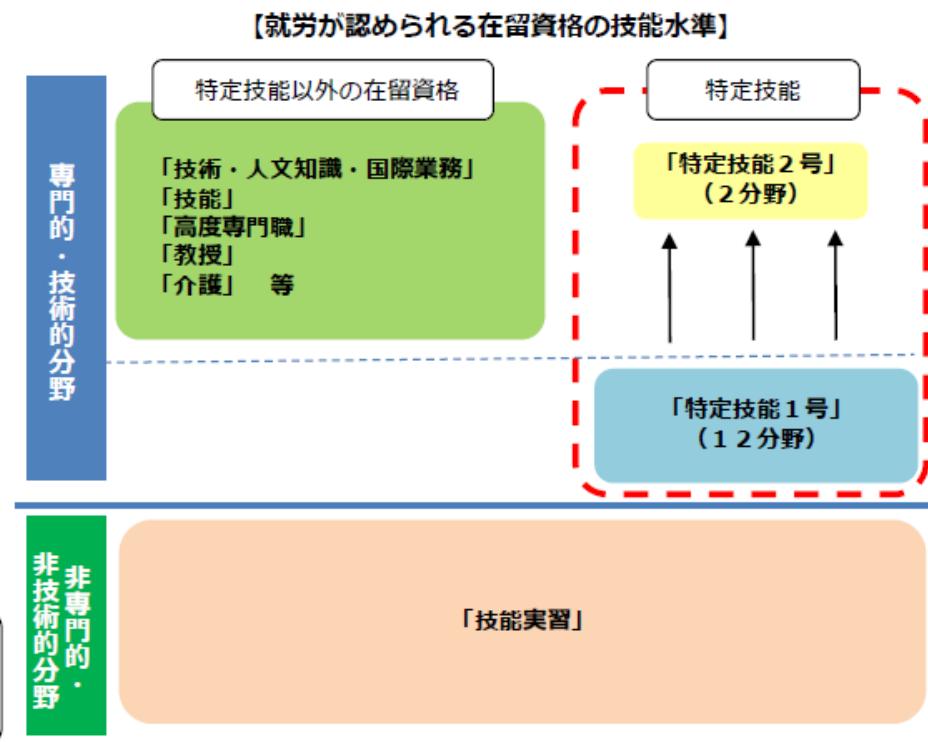
**特定技能1号**：特定産業分野（※）に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

- 在留者数：154,864人（令和5年3月末現在、速報値）
- 在留期間：通算で上限5年まで
- 家族帯同：基本的に認めない

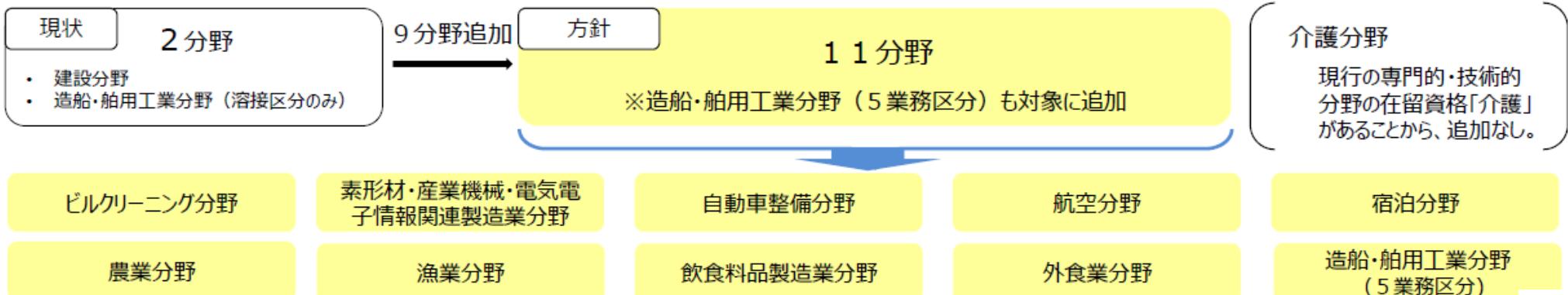
**特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

- 在留者数：11人（令和5年3月末現在、速報値）
- 在留期間：更新回数に制限なし
- 家族帯同 要件を満たせば可能（配偶者、子）

（※）特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業  
(12分野)  
(特定技能2号は赤字の2分野のみ受入れ可)



## 特定技能2号対象分野追加の方針（6月9日閣議決定）



# 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催について

## 技能実習制度・特定技能制度の検討条項

### ○技能実習制度

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）附則  
(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目標として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行日：平成29年（2017年）11月1日)

### ○特定技能制度

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）附則  
(検討)

#### 第十八条

2 政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、新入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の在り方（地方公共団体の関与の在り方、同表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号の技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び同表の技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。）について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行日：平成31年（2019年）4月1日)



## 有識者会議の開催

上記2つの法律の附則に基づき、技能実習制度及び特定技能制度の検討が求められていることから、外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議の下、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、同関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を開催する。

## 検討の視点

我が国の人手不足が深刻化する中、外国人が日本の経済社会の担い手となっている現状を踏まえ、外国人との共生社会の実現が社会のあるべき姿であることを念頭に置き、その人権に配慮しつつ、我が国の産業及び経済並びに地域社会を共に支える一員として外国人の適正な受入れを図ることにより、日本で働く外国人が能力を最大限に発揮できる多様性に富んだ活力ある社会を実現するとともに、我が国の深刻な人手不足の緩和にも寄与するものとする必要がある。このような観点から、技能実習制度と特定技能制度が直面する様々な課題を解決した上で、国際的にも理解が得られる制度を目指す。

## 検討の基本的な考え方

## 論 点

制度目的と実態を踏まえた  
制度の在り方

外国人が成長しつつ、中長期的に活躍  
できる制度（キャリアパス）の構築

受け入れ見込数の設定等の在り方

転籍の在り方（技能実習）

管理監督や支援体制の在り方

外国人の日本語能力の  
向上に向けた取組

## 現 状

人材育成を通じた国際貢献

職種が特定技能の分野と不一致

受け入れ見込数の設定のプロセスが  
不透明

原則不可

- 監理団体、登録支援機関、技能実習機構の指導監督や支援の体制面で不十分な面がある
- 悪質な送出機関が存在

本人の能力や教育水準の定めなし

## 新 た な 制 度

- 現行の技能実習制度は廃止して人材確保と人材育成（未熟練労働者を一定の専門性や技能を有するレベルまで育成）を目的とする新たな制度の創設（実態に即した制度への抜本的な見直し）を検討
- 特定技能制度は制度の適正化を図り、引き続き活用する方向で検討し、新たな制度との関係性、指導監督体制や支援体制の整備などを引き続き議論

- 新たな制度と特定技能制度の対象職種や分野を一致させる方向で検討（主たる技能の育成・評価を行う。技能評価の在り方等は引き続き議論）
- 現行の両制度の全ての職種や分野等並びに特定技能2号の対象分野の追加及びその設定の在り方について、必要性等を前提に検討

業所管省庁における取組状況の確認や受け入れ見込数の設定、対象分野の設定等は、様々な関係者の意見やエビデンスを踏まえつつ判断がされる仕組みとする等の措置を講じることでプロセスの透明化を図る

人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨と外国人の保護の観点から、従来より緩和する（転籍制限の在り方は引き続き議論）

- 監理団体や登録支援機関が担っている機能は重要。他方、人権侵害等を防止・是正できない監理団体や外国人に対する支援を適切に行えない登録支援機関を厳しく適正化・排除する必要
- 監理団体や登録支援機関の要件の厳格化等により、監理・支援能力の向上を図る（機能や要件は優良団体へのインセンティブも含め、引き続き議論）
- 外国人技能実習機構の体制を整備した上で管理・支援能力の向上を図る
- 悪質な送出機関の排除等に向けた実効的な二国間取決めなどの取組を強化

一定水準の日本語能力を確保できるよう就労開始前の日本語能力の担保方策及び来日後において日本語能力が段階的に向上する仕組みを設ける

## 今後の進め方

中間報告書で示した検討の方向性に沿って具体的な制度設計について議論を行った上、令和5年秋を目途に最終報告書を取りまとめる。

# 農業分野の外国人材の人権保護の取組

- 2011年、国連人権理事会でビジネスと人権に関する指導原則が支持され、企業に人権尊重を求める動きが加速。
- 2022年、日本政府は、国連の指導原則をはじめとする国際スタンダードを踏まえた「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のガイドライン」（以下「人権ガイドライン」）を策定。
- 農業の業界団体においても、日本農業法人協会が「人権方針」を策定するなど具体的な取組の動き。

## ■ 人権ガイドライン

- 対象  
日本で事業活動を行うすべての企業・個人事業主
- 企業における人権尊重の取組の全体像
  - ① 人権方針の策定
  - ② 人権デューデリジェンス（※1）の実施
  - ③ 自社が人権への負の影響を引き起こし又は助長している場合における救済
- 人権尊重の取組に当たっての考え方
  - ① 経営陣によるコミットメントが重要
  - ② 人権侵害リスクはどの企業にもある
  - ③ ステークホルダー（※2）との対話が重要
  - ④ 優先順位をつけて取り組む
  - ⑤ 各企業の協力が重要

※1 企業が、自社・グループ会社及びサプライヤー等における人権侵害等を特定し、防止・軽減し、取組の実効性を評価し、どのように対処したかについて説明・情報公開してくために実施する一連の行為。

※2 取引先、自社・グループ会社及び取引先の従業員、消費者、業界団体、国や地方自治体等

<参考資料：経済産業省ホームページ>

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/business-jinken/index.html>

## ■ 農業の業界団体の主な取組

一般社団法人 全国農業会議所	人権ガイドラインを踏まえた 「外国人材の適正受入れマニュアル」の作成・配布
公益社団法人 日本農業法人協会	「人権方針」を策定・公表（令和5年3月）
一般社団法人 全国農業協同組合中央会	JAグループSDG's取組方針、JAグループGAP取組方針に基づき、各取組の推進

## ■ 外国人材の適正な受入れに向けた対応状況

《周知》	・農業技能実習・特定技能協議会を通じた人権尊重の周知
《教育》	・受入中又は受入れを検討する農業経営体を対象としたセミナー開催 ・外国人材の適正受入れマニュアルの作成・公開
《相談対応》	・外国人材向け相談窓口の開設（7か国語に対応）、農業経営体への助言活動
《確認》	・農業現場に就労する外国人材の労働環境・生活環境に関する満足度調査の実施
《その他》	・労働基準法適用除外規定の準拠（技能実習生） ・「労働安全」「人権保護」を含む国際水準GAP（農業生産工程管理）の普及・推進